

平成30年4月より「雑がみ」収集開始

## 「灰色のネットに入れてください」

「雑がみ」集めのキーポイントは【紙袋】

- ・紙袋自体が「雑がみ」なので、「雑がみ」の保管用に使い、そのまま出すことができます。
- ・雨、雪の日は出すのをご遠慮ください。

## 「雑がみ」辞典 50音順一覧表

黒川地域行政事務組合

	品目	雑がみ判定	理由・注意事項
あ	アイスクリームのカップ、ふた	燃えるごみ	防水加工された紙は不可
	アイロンプリントの台紙	燃えるごみ	昇華転写紙(捺染紙)は特殊なインクを使用しているため不可
	青焼きコピー紙	燃えるごみ	感光紙は不可
	空き箱	○	油や粉末が付着したものは不可。断面に波(段)があるものは「段ボール」
	厚紙	○	断面に波(段)があるものは「段ボール」
	圧着はがき(親展はがき)(「ここからあけてください」と記載のあるはがき)	燃えるごみ	粘着物によりリサイクル不可
	宛名シール	燃えるごみ	粘着物は不可
	油紙	燃えるごみ	防水加工された紙は不可
	あぶらとり紙	燃えるごみ	特殊加工された紙は不可
	油のついた紙	燃えるごみ	油などで汚れた紙は不可
	アルバム(台紙含む)	燃えるごみ	プラスチックなどが含まれるため不可
	アルミ加工紙	燃えるごみ	アルミ箔は紙でないため不可
	アルミホイル、アルミ箔	燃えるごみ	アルミ箔は紙でないため不可
	アルミ箔の芯	○	平たくつぶして出す
い	色紙	○	金・銀などの箔押し紙、千代紙などの和紙、テープなどついた紙は不可。大量のクレヨンや絵の具、糊が付いた紙は燃えるごみへ
	印画紙の写真	燃えるごみ	感光材料が塗布されているため不可

	品 目	雑がみ判定	理由・注意事項
い	インクジェット写真プリント用紙、はがき	燃えるごみ	特殊加工された紙は不可
	飲料用紙パック(牛乳パックなど)	紙パック	アルミ加工されたものは燃えるごみへ
う	ウェットティッシュ	燃えるごみ	水に溶けないため不可
	うちわ	燃えるごみ	骨組みが紙でないため不可
え	絵はがき	○	切手や宛名シールが貼ってある程度なら可。 ビニール加工や写真付きのはがきは不可
お	OA用紙	○	特殊加工された紙は燃えるごみへ
	お酒の紙パック	紙パック	アルミ加工されたものは燃えるごみ
お	折り紙	○	金・銀などの箔押し紙、千代紙などの和紙、 テープなどついた紙は不可。大量のクレヨンや 絵の具、糊が付いた紙は燃えるごみへ
	折込チラシ(新聞折込チラシ)	新聞	新聞と一緒にしばって出す
か	カーボン紙	燃えるごみ	宅配便の複写伝票など
	菓子の箱	○	油や粉末が付着したものは不可。断面に波 (段)があるものは「段ボール」
	カタログ	○	ビニール封筒やビニール加工表紙は除くこと
	学校のプリント	○	特殊加工された紙は燃えるごみ
	カップ麺の紙製容器	燃えるごみ	防水加工された紙は不可
	カップ麺のふた	燃えるごみ	アルミ加工された紙は不可
	カバンの中に詰めてあった紙(購入時)	燃えるごみ	「昇華転写紙(捺染紙・アイロンプリント紙)で ある場合が多く、昇華性インク使用のため不可
	壁紙	燃えるごみ	特殊加工されているため不可
	紙おむつ	燃えるごみ	特殊加工されているため不可
	紙コップ	燃えるごみ	防水加工された紙は不可
	紙皿	燃えるごみ	防水加工された紙は不可
	「紙製容器包装識別マーク」 が表示された紙	—	全てが雑がみに該当するわけではないので、 個々の判断を。 例)防水加工の紙は×⇒燃えるごみへ 加工や汚れがなければ○
	紙テープ	○	粘着テープや画鋏を含むものは不可
	紙粘土	燃えるごみ	特殊素材が含まれているため不可

	品 目	雑がみ判定	理由・注意事項
か	紙パック(お酒・お茶・牛乳パックなど)	紙パック	アルミ加工されたものは燃えるごみ
	紙ひも	○	しばるための紙ひも。紙袋の持ち手の紙ひもは可。材質が段ボールの紙ひも(茶系色のもの)もあるため、白色以外の紙ひもは燃えるごみへ
	紙袋	○	雑がみを入れて袋ごと出すことが可能。紙以外の持ち手は取り除く。ビニール加工されている袋は不可
	紙やすり	燃えるごみ	特殊加工されているため不可
	ガムテープ	燃えるごみ	粘着物は不可
	ガムテープがついた紙	燃えるごみ	粘着物のついた紙は不可。ガムテープをはがして紙部分だけであれば可
	ガムの個別包装紙	燃えるごみ	アルミ加工されている紙は不可
	ガムの外側の紙箱	○	アルミやビニール加工のものは燃えるごみへ
	画用紙	○	鉛筆やマジックで描いたのは可。クレヨンや絵の具(油性絵の具は不可)の付着量が少量であれば可
	カレンダー	○	金属やプラスチックなど取り除いて可。ビニール加工されたものは燃えるごみへ
	感光紙	燃えるごみ	青焼きコピー紙など感光紙は不可
	緩衝材(紙製)	燃えるごみ	卵や小型家電の梱包に使用されることがあるが、多量の糊を含むため不可
	感熱紙	燃えるごみ	ファックス用紙、レシートなどの感熱紙は不可
	感熱発泡紙	燃えるごみ	点字用紙など感熱発泡紙は不可
き	キッチンタオル	燃えるごみ	樹脂加工されているものが多く不可
	キッチンペーパー	燃えるごみ	樹脂加工されているものが多く不可
	切手	○	封筒に貼ったまま出せます
	切符	燃えるごみ	感熱紙や、磁性インキ使用の紙は不可
	牛乳パック(紙パック)	紙パック	アルミ加工されたものは燃えるごみへ
	牛乳ビンの紙ふた	燃えるごみ	防水加工された紙は不可
	銀紙(アルミホイル)	燃えるごみ	銀紙、アルミ箔は紙でないので不可
	金や銀で箔押しされた紙	燃えるごみ	金・銀がリサイクルの工程で取り除けないので不可

	品 目	雑がみ判定	理由・注意事項
く	薬の紙袋	○	薬を入れる外袋は可。粉薬の個梱包紙袋は特殊加工のため燃えるごみへ
	薬の箱	○	ビニール加工のものは燃えるごみへ
	クッキングシート	燃えるごみ	シリコン等の加工により不可
	靴の中に詰めてあった紙(購入時)	燃えるごみ	「昇華転写紙(捺染紙・アイロンプリント紙)である場合が多く、昇華性インク使用のため不可
	靴の箱(購入時の外箱)	○	ビニール加工のものは燃えるごみへ
	グラシン紙	燃えるごみ	ホットクッキングシートなどで耐水・耐熱の加工がされているため不可
	クラフト紙	○	封筒や紙袋、包装用紙などで使用
け	ケーキの底紙	燃えるごみ	特殊加工のため不可
	ケーキの箱	○	クリームなどで汚れている場合は燃えるごみへ
	化粧品の箱	○	防水加工やビニール加工の紙は燃えるごみへ
	ケント紙	○	製図用やデザイン用の紙
こ	合成紙	燃えるごみ	防水加工ポスターなどで使用
	香典袋	○	のし紙以外の部分は取り除くこと
	ご祝儀袋	○	のし紙以外の部分は取り除くこと
	小包用封筒	○	伝票や粘着テープは取り除くこと。ビニール加工の封筒は不可
	コピー用紙	○	特殊加工されたものは燃えるごみへ
	コピー用紙の包装紙	○	特殊加工されたものは燃えるごみへ
さ	再生紙	○	特殊加工されたものは燃えるごみへ
	冊子(本)	○	ビニール封筒やサンプルなどは除くこと
	サンドペーパー(紙やすり)	燃えるごみ	特殊加工されたものは不可
し	シール	燃えるごみ	アルミやビニール加工の紙、粘着物は不可
	シールの台紙	燃えるごみ	粘着物によりリサイクル不可
	シールが貼ってある紙	○	可能な限りシールをはがして可。ビニール加工などのシール貼付は燃えるごみへ
	磁気カード	燃えるごみ	磁性インキを使用した紙は不可
	写真	燃えるごみ	特殊加工されているため不可

	品目	雑がみ判定	理由・注意事項
し	写真つき年賀状、はがき	燃えるごみ	ビニール加工や写真付きのはがきは不可
	写真プリント用紙	燃えるごみ	特殊加工されているため不可
	ジュースの紙パック	紙パック	アルミ加工されたものは燃えるごみへ
	祝儀袋	○	のし紙以外の部分は取り除くこと
	習字の半紙	○	未使用のものや文字を書いた程度のもものは可。大量に墨が付いたものは不可
	樹脂加工紙	燃えるごみ	特殊加工されているため不可
	昇華転写紙(しょうかてんしゃし)	燃えるごみ	アイロンプリント台紙などの昇華転写紙は、特殊なインクを使っているため不可
	障子紙	燃えるごみ	障子紙など、一般的な和紙は不可
	上質紙	○	特殊加工されたものは燃えるごみへ
	食品類の箱	○	油や粉末が付着した紙は不可。ビニールなどで加工されている紙は不可
	書類	○	特殊加工されたものは燃えるごみへ
	親展はがき(圧着はがき)(「ここからあけてください」と記載のあるはがき)	燃えるごみ	粘着物によりリサイクル不可
新聞折込チラシ	新聞	「新聞」と一緒にしばって出す	
す	ステッカー	燃えるごみ	ビニール加工や防水加工しており、粘着性のものであるため不可
	ストーンペーパー	燃えるごみ	見た目や手触りは紙とほぼ同じだが、材料が石灰石であるため不可
せ	石鹼の個包装の紙	燃えるごみ	においが染みついた紙は不可
	石鹼の外箱	○	においが染みついた紙は不可
	線香の箱	燃えるごみ	においが染みついた紙は不可
	洗剤の箱	燃えるごみ	においが染みついた紙は不可
	扇子	燃えるごみ	骨組みが紙でないため不可
そ	卒業アルバム	燃えるごみ	特殊加工されているため不可
た	ダイレクトメール	○	ビニール封筒やサンプルなどは除くこと
	タオルペーパー	燃えるごみ	キッチンペーパーとの区別が曖昧で樹脂加工されているものもあるため不可
	宅配ピザの箱	燃えるごみ	油などで汚れており、素材も段ボールなので不可

	品目	雑がみ判定	理由・注意事項
た	宅配便の伝票	燃えるごみ	カーボン紙は不可
	タバコのカートン箱(外箱)	○	ビニール包みはプラ製容器包装へ
	タバコの箱(個包装)	燃えるごみ	においが染みついた紙は不可
	卵の紙パック	燃えるごみ	多量の糊を含むため不可
ち	小さな紙	—	紙の種類により判断を。飛散防止のため封筒や紙袋に入れて出す
	地図	燃えるごみ	合成紙や防水加工された紙が多いため不可
	中華まんの底紙	燃えるごみ	特殊加工された紙は不可
ち	千代紙	燃えるごみ	和紙は不可
	チラシ(新聞折込チラシ以外)	○	新聞折込チラシについては、「新聞」として回収
	ちり紙	燃えるごみ	使用済みのちり紙は不可
つ			
て	ティッシュの空き箱(外箱)	○	ビニール部分(ティッシュの取り出し口)は取り除くこと
	ティッシュペーパー	燃えるごみ	使用済みのティッシュペーパーは不可
	テープ類が貼ってある紙	燃えるごみ	粘着物のついた紙は不可。テープをはがして紙部分であれば可
	テープなどの芯	○	テープなどが残っているものは不可
	手帳	○	革表紙やプラスチックカバー、紐しおりを除いて出す
	点字用紙	燃えるごみ	感熱発泡紙は不可
	伝票	燃えるごみ	カーボン紙、ノーカーボン紙は不可
と	トイレtpペーパー	燃えるごみ	水や汚れをふき取った使用済みトイレtpペーパーは燃えるごみかトイレに流す
	トイレtpペーパーの芯	○	つぶして出す
	ドーナツの箱	燃えるごみ	油や砂糖で汚れているため不可
	トランプ	○	ビニール加工、プラスチック加工されたものは不可
	トレーシングペーパー	燃えるごみ	特殊加工されているため不可
な	捺染紙(昇華転写紙)	燃えるごみ	アイロンプリントの台紙などで、特殊なインクを使用しているため不可
に	入浴剤の箱(紙製)	○	特殊加工された紙は不可

	品目	雑がみ判定	理由・注意事項
ぬ	濡れた紙	燃えるごみ	濡れた後に乾かして出せば可
ね	年賀状	○	切手や宛名シールが貼ってある程度なら可。ビニール加工や写真付きのはがきは不可
	粘着テープが付いた紙	燃えるごみ	粘着物のついた紙は不可。粘着テープをはがして紙部分だけであれば可
の	ノーカーボン紙	燃えるごみ	伝票など
	ノート	○	テープ・シールなどの粘着物や紙以外の部分(リングノートの金属部品など)を取り除くこと
	糊付けされた紙	○	多量の糊を含むものは不可
は	はがき	○	切手や宛名シールが貼ってある程度なら可。ビニール加工や写真付きのはがきは不可
	箔押し紙	燃えるごみ	金や銀などの箔押しされた紙は不可
	鼻紙	燃えるごみ	使用済みの鼻紙は不可
	花紙	○	飾り付けの花を作る花紙は、粘着テープや画鋏などを含まず、汚れていなければ可
	花束の包み紙	燃えるごみ	不織布やセロハンなど紙でないものは不可
	花束の包み紙	○	普通紙で、汚れていなければ可
	パラフィン紙	燃えるごみ	トレーシングペーパーや薬包紙など。ろう加工されているため不可
	半紙	○	未使用のものや文字を書いた程度のものは可。大量に墨が付いたものは不可
	パンフレット	新聞	新聞と一緒にしばって出す
ひ	ビール(6缶入り)のケース	○	折りたたんで出す
	ビール(24缶入り)の箱	段ボール	断面に波(段)があるものは「段ボール」
	ピザの箱(宅配)	燃えるごみ	油などで汚れており、素材も段ボールなので不可
	ピザの箱(冷凍)	○	アルミやビニールなどの素材を含まず、汚れていなければ可
	ビニール加工紙	燃えるごみ	特殊加工されているため不可
	日めくりカレンダー	○	金属やプラスチックなど取り除いて可。ビニール加工されたものは燃えるごみへ
	便せん	○	特殊加工された紙は不可
ふ	ファイル	○	金属やプラスチックなど取り除いて可。ビニール加工されたものは燃えるごみへ

	品 目	雑がみ判定	理由・注意事項
ふ	ファックス用紙	燃えるごみ	感熱紙は不可。コピー用紙であれば可
	封筒	○	切手や宛名シールが貼ってある程度なら可。ビニール加工などがされた封筒は燃えるごみへ
	複合素材の紙	燃えるごみ	リサイクルできない素材が混入されており不可
	複写式の内紙	燃えるごみ	カーボン紙、ノーカーボン紙は不可
	不織布(ふしょくふ)	燃えるごみ	外見は紙に似ているが紙ではないので不可。タイベックなど
	ふすま紙	燃えるごみ	和紙であつたり、多量の糊を含んだりするため不可
	付箋(ふせん)	○	紙に貼られたものは大きさを問わず、そのままはがさずに出すことが可能
	普通紙	○	特殊加工されたものは燃えるごみ
	文香(ふみこう)	燃えるごみ	においが染みついた紙は不可。同封されていた手紙も臭いが染みついていたら不可
	プラスチック加工紙	燃えるごみ	プラスチックはリサイクルの妨げになるので不可
へ	ペーパータオル	燃えるごみ	樹脂加工されているものが多いため不可
	ペーパーバッグ	○	雑紙を入れて袋ごと出すことが可能。紙以外の持ち手は取り除く。ビニール加工されている袋は燃えるごみへ
	ペットフードの紙袋(外袋)	燃えるごみ	防水加工やビニール加工されているので不可
ほ	芳香紙(ほうこうし)	燃えるごみ	においが染みついた紙は不可
	防水加工紙	燃えるごみ	防水加工された紙は不可
	縫製の型紙	燃えるごみ	一般的に「昇降転写紙(捺染紙)」という特殊な紙なので不可
	包装紙	○	テープなどを取り除いて出す
	ボール紙	○	断面に波(段)があるものは「段ボール」
	ポスター	○	防水加工や合成紙は不可
	ボックスティッシュの空き箱	○	ビニール部分(ティッシュの取り出し口)は取り除くこと
	ホチキスの針のついた紙	○	針の量が少量であれば可
ま	マッチ箱	燃えるごみ	紙以外の部分を含み、また、防水加工されているものも多いため不可
	窓付き封筒	○	ビニール窓や粘着テープは除くこと。紙窓なら取り除かなくて可

	品 目	雑がみ判定	理由・注意事項
み	みかん箱	段ボール	断面に波(段)があるものは「段ボール」
む			
め	名刺	燃えるごみ	普通紙製のものもあるが、特殊な紙を使用しているものも多いため不可とする
	メモ用紙、メモ帳	○	シールやテープ、金属部分は取り除くこと
も	模造紙	○	テープなどを取り除いて出す
や	薬包紙	燃えるごみ	特殊加工されているので不可
ゆ			
よ	ヨーグルトなどの紙パック	燃えるごみ	防水加工された紙は不可
	汚れた紙	燃えるごみ	クリームやケチャップ、油、食品が付着したもの、油を拭いた紙などは不可
ら	ラップの芯	○	平たくつぶして出す
	ラップの箱	○	刃の部分は取り除き、金属製なら燃えないごみへ、紙製なら燃えるごみへ
	ラベルシール	燃えるごみ	粘着物は不可
	ラベルシールの台紙	燃えるごみ	粘着物によりリサイクル不可
	ラミネート加工紙	燃えるごみ	プラスチックフィルムなどにより加工された紙は不可
り	リーフレット	○	ビニール封筒やサンプルなどは除くこと
	硫酸紙	燃えるごみ	バターやチーズ、肉類の包装紙など
	リングファイル	○	金属やプラスチックなど取り除いて可。ビニール加工されたものは不可
る			
れ	冷凍ピザの箱	○	アルミやビニールなどの素材を含まず、汚れていなければ可
	レシート	燃えるごみ	感熱紙は不可
ろ	ろう紙(キャラメル包装紙など)	燃えるごみ	ろうをしみこませているので不可
わ	ワイシャツの台紙	○	特殊加工されたものは不可
	和紙	燃えるごみ	障子紙など一般的な和紙は不可
	ワックス加工紙	燃えるごみ	ワックス加工されている紙は不可
	わら半紙	○	特殊加工されたものは不可
	割り箸の袋	○	汚れた袋は不可